

武雄市では、平成18年度内に「国民保護計画」及び「武雄市地域防災計画」を策定します。計画を策定するにあたっては、広く市民の皆様からのご意見をお聞きするため、その素案について次のとおりパブリックコメントを実施します。

武雄市国民保護計画作成に当たっての基本的な考え方

- ①基本的人権等への配慮
 - ・基本的人権の尊重
 - ・指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
 - ・高齢者、障害者等への配慮
- ②他市との広域連携の推進
 - ・広域にわたる避難、物資及び資材の提供、市の区域を越える救援等を実施するための広域連携体制を推進する。
- ③武雄市地域防災計画との整合性の確保
 - ・指示系統等で混雑が生じないよう「武雄市地域防災計画」との整合性を図る。
- ④初動及び広報への対応
 - ・初動時の対応が重要であるため、初動時の体制に留意する。
 - ・事態発生時の市民への迅速で正確な情報提供等広報体制に留意する。

武雄市地域防災計画作成に当たっての避難・備蓄の基本的な考え方

- ①これまでの指定避難所（町の公民館及び各地の公民分館、小中学校の体育館など74箇所を指定）を見直すとともに、地域避難所等を新たに設け、指定避難所31箇所、地域避難所200箇所程度を地域防災力の拠点施設として避難施設の拡充を図る。
 - ※ 地域避難所とは、指定避難所を確保することが困難な地域の一時的な避難場所として、面積等一定の条件を満たす自治公民館等を自治会との協議により市が指定するもの。（自治会と協議が済み次第、指定します。）
 - ※ 地域避難所については、施設管理者等と協議が済みしだい、ホームページ等でお知らせします。
- ②全行政区での自主防災会の設立を目指し、地区防災マップ等の作成にあわせて、それぞれの地区の特性を考慮した避難経路を設定する。
- ③独自で食料等の確保が困難となった被災者等の発生に備え、食料、飲料水等の備蓄、調達体制について、市の備蓄計画を新たに定める。（備蓄品の整備は、市内の水害浸水地域、土砂災害地域を考慮して数量を算出したものとし、年次更新計画のものとする。）
- ④災害時の被害を最小限に止めるために、災害発生時の対応能力を高め、市民等の避難連絡体制を強固なものとする目的で、この計画に基づいた防災訓練を実施するとともに、武雄市防災会議において、実施結果を検証する。
- ⑤高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援体制を確立するため、武雄市災害時要援護者避難支援プランの策定に取り組む。

ご意見の提出方法

- 募集期間：平成19年2月26日(月)まで
- メール：soumu@city.takeo.lg.jp
- 郵送：〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1 武雄市総務部総務課
- 直接持参：総務部総務課、山内支所(総務課)、北方支所(総務課)又は各町公民館に提出ください。
- FAX：0954-23-3816
- お問い合わせ

武雄市 本庁 総務部 総務課 Tel 0954-23-9315
E-mail soumu@city.takeo.lg.jp



担当 秋月